

議案第53号

守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年守口市条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）、保険外併用療養費、療養費、<u>家族療養費及び特別療養費（訪問看護療養に係る給付を除く。）</u>の支給の対象となる医療に係る費用をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> | <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）、保険外併用療養費、療養費、<u>訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> |

2 略

3 略

(1) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年守口市条例第12号）により医療費の助成を受けることができる者

(2) 略

(助成の範囲)

第4条 市は、対象者に対し医療保険各法の規定による療養の給付若しくは食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費（訪問看護療養に係る給付を除く。）の支給又は医療保険各法以外の法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、自己負担費用から、次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

(1)及び(2) 略

第5条 略

(医療費の助成の開始)

第6条 医療費の助成は、前条の規定による申請のあった日の属する月の初日から行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 略

3 略

(1) 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成 年守口市条例第 号）により医療費の助成を受けることができる者

(2) 略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者に対し医療保険各法の規定による療養の給付若しくは食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給又は医療保険各法以外の法令の規定による医療に関する給付が行われた場合 (精神病床への入院に係る給付を除く。)において、自己負担費用から、次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

(1)及び(2) 略

第5条 略

(医療費の助成の適用)

第6条 医療費の助成は、前条の規定による申請のあった日から適用する。ただし、その助成の適用は、対象者の出生の日又は対象者となった日に遡及することができる。

(医療証等の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その資格を審査し、適当と認めるときは、規則で定める医療証（第3条第3項各号のいずれかに該当する者にあつては、医療費支給決定通知書）を交付する。

(医療証の提示)

第8条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

(医療費の助成の方法)

第9条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請者に支払うことにより行うことができる。

(医療証等の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その資格を審査し、前条の規定による医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、医療証（第3条第3項各号のいずれかに該当する者にあつては、医療費支給決定通知書）を交付する。

(医療証の提示)

第8条 前条の規定により医療証の交付を受けた者は、大阪府内に所在地を有し、かつ、第4条の規定による助成を取り扱う者であつて、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）において、療養を受け、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

(医療費の助成の方法)

第9条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が医療機関に支払うことにより行う。ただし、第5条の規定による申請があった日から医療証が交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があ

2 略

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、全部若しくは一部を支払わず、又は既に医療費の助成を行った額に相当する金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(届出義務)

第11条 申請者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 申請者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者は、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

第12条 略

ると認めるときは、申請者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 略

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第7条の規定により医療証又は医療費支給決定通知書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、第4条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に医療費の助成を行った額に相当する金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者は、その受給者が氏名を変更したときその他の規則で定めるときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者の保護者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者は、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

第12条 略

(助成相当額の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から既に医療費の助成を行った額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(事実の調査)

第14条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、文書の提示又は必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第15条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第16条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができ

第14条 略

る。

第17条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の守口市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条、第7条、第11条、第14条及び第15条の規定による必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前に行われた医療に係る改正前の守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

4 新条例第4条に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行の前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

5 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年守口市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--------------|--------------|
| 第1条から第4条まで 略 | 第1条から第4条まで 略 |

別表第1 (第2条関係)

| 項 | 執行機関 | 事務 |
|---|------|---|
| 略 | | |
| 5 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年守口市条例第19号)に関する事務であって規則で定めるもの |
| 略 | | |

別表第2 (第2条関係)

| 項 | 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|----|------|--------------------------------------|--------|
| 略 | | | |
| 26 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの | 略 |
| 略 | | | |

別表第1 (第2条関係)

| 項 | 執行機関 | 事務 |
|---|------|--|
| 略 | | |
| 5 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年守口市条例第19号)及び守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成 年守口市条例第 号)附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの |
| 略 | | |

別表第2 (第2条関係)

| 項 | 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|----|------|---|--------|
| 略 | | | |
| 26 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成に関する条例及び守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの | 略 |
| 略 | | | |

以下 略

以下 略

6 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | | | |
|---------------------|----------|--|---------------------|----------|---|--------------|--------|
| 第1条から第4条まで 略 | | | 第1条から第4条まで 略 | | | | |
| 別表第1 (第2条関係) | | | 別表第1 (第2条関係) | | | | |
| 項 | 執行 機関 | 事務 | 項 | 執行 機関 | 事務 | | |
| 略 | | | 略 | | | | |
| 5 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年守口市条例第19号)及び守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成 年守口市条例第 号)附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの | 5 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年守口市条例第19号)に関する事務であって規則で定めるもの | | |
| 略 | | | 略 | | | | |
| 別表第2 (第2条関係) | | | 別表第2 (第2条関係) | | | | |
| 項 | 執行 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 項 | 執行 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 略 | | | 略 | | | | |
| 26 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成 | 略 | 26 | 市長 | 守口市子ども医療費の助成 | 略 |

に関する条例及び守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの

略

以下 略

に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの

略

以下 略